

森林での火入れは

許可が必要です！

森林法に基づく「火入れ」とは、森林又は森林に接近している周囲 1 キロメートルの範囲内にある原野、田畑、荒廃地その他の土地で、その土地にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為のことをいいます。森林法に基づく「火入れ」を行う場合には、許可が必要です。

伊賀市の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地で火入れを行う場合は、山火事等の事故防止のため火入れを行う 7 日前までに市役所に許可申請をし、許可を受けなければなりません。(森林法第 21 条第 1 項及び伊賀市火入れに関する条例第 2 条)

👉 事前に申請し、許可を受けてください！

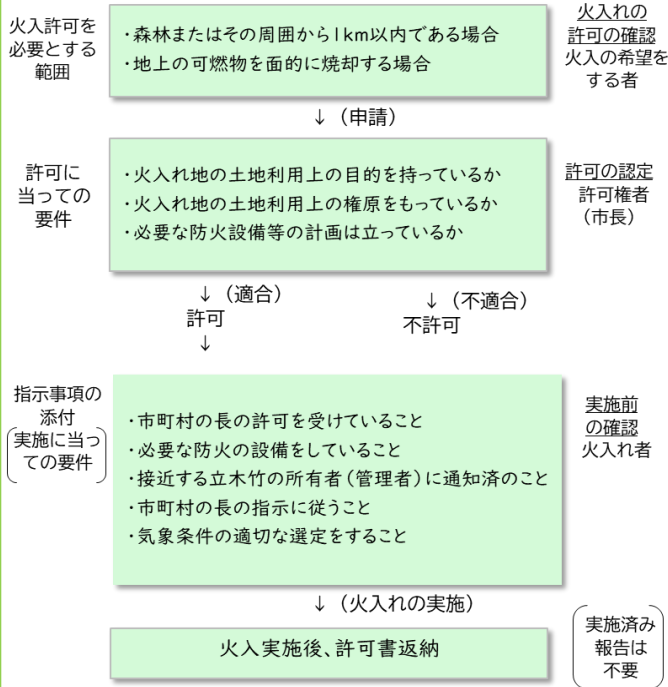
👉 強風・乾燥時は実施しないでください！

👉 消火用具を準備し、必ず監視してください！

無許可の火入れや不適切な管理は、  
罰則の対象となることがあります。  
火災予防のため、ご理解とご協力をお願いします。



## 森林法に基づく火入れ実施の手順



## 防火体制

### 防火帯の設置

火入責任者は、火入地の周囲5m以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側または風勢のある場合における風下に当たる部分については10m以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

※防火帯は、河川、湖沼、溝、せき等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設備を省略することができる。

### 火入従事者

火入者は、火入れに当たっては1回の火入面積に応じ、次のとおり火入従事者を配置しなければならない。

(1) 0.5haまでは10人以上

(2) 0.5haを超える場合にあっては、その超える面積0.1haにつき1人を前号の人数に加えて得た人数以上

●火入者は、クワ・スコップ・バケツ・チェーンソー・カマ・火タタキ・ノコギリ等の消火に必要な器具を火入従事者に傾向させなければならない。

●火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

### 許可の要件について

次の(1)及び(2)を満たすこと。

(1) 火入れの目的が次のうちいずれかに該当すること。(次の目的以外の場合は火入申請に該当しません)

・造林のための地ごしらえ ・開墾準備 ・害虫駆除 ・焼畑 ・採草地改良

(2) 火入地の周辺の現況、防火設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通しからみて、周囲に延焼のおそれがないこと。

### 許可の対象期間

火入れの許可の対象期間は1件につき7日以内

**ただし、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報・乾燥注意報・林野火災注意報・林野火災警報が発令された場合は火入れを行ってはならない。**

### 許可の対象面積

1団地における1回の火入れの許可対象面積は1haを超えないものとする。

ただし火入地を1ha伊賀に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、許可することができる。

### 許可の交付等

火入許可申請書は伊賀市役所未来の山づくり推進課へご提出ください。内容を確認し条件に適合していれば、火入許可証を発行します。

### 許可について

### 森林法に基づく「火入れ」の手続きに必要な書類

- (1) 火入許可申請書 (→伊賀市ホームページからダウンロードできます)
- (2) 火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取り図
- (3) 火入地が申請者以外の者が所有し、または管理する土地であるときは、その所有者または管理者の承諾書
- (4) 申請者が請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し

伊賀市  
ホームページで  
火入れ実施箇所が  
確認できます。



〒518-8501

伊賀市四十九町 3184 番地

伊賀市役所 未来の山づくり推進課

TEL 0595-41-0934 FAX 0595-22-9715

mail yamadukuri@city.iga.lg.jp

提出先・問合せ先

